

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年7月9日病院長裁定)

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。	第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。
(1) 副病院長のうちから 2人	(1) 副病院長のうちから 2人
<u>(2) 医療安全管理部長</u> (新設)	
<u>(3)</u> 事故防止啓発部会責任者	<u>(2)</u> 事故防止啓発部会責任者
<u>(4)</u> 医薬品安全管理責任者	<u>(3)</u> 医薬品安全管理責任者
<u>(5)</u> 医療機器安全管理責任者	<u>(4)</u> 医療機器安全管理責任者
<u>(6)</u> 医療放射線安全管理責任者	<u>(5)</u> 医療放射線安全管理責任者
<u>(7)</u> 医療安全管理部所属の医師	<u>(6)</u> 医療安全管理部所属の医師
<u>(8)</u> 各診療科の副科長	<u>(7)</u> 各診療科の副科長
<u>(9)</u> 中央診療施設等の副部長及び副センター長	<u>(8)</u> 中央診療施設等の副部長及び副センター長
<u>(10)</u> 副薬剤部長	<u>(9)</u> 副薬剤部長
<u>(11)</u> 副看護部長	<u>(10)</u> 副看護部長
<u>(12)</u> 看護師長	<u>(11)</u> 看護師長
<u>(13)</u> 専任リスクマネジャー	<u>(12)</u> 専任リスクマネジャー
<u>(14)</u> 経営企画課長	<u>(13)</u> 経営企画課長

(15) 医療支援課長

(16) 医事課長

(17) その他旭川医科大学病院医療安全管理委員会委員長（以下「管理委員会委員長」という。）が必要と認めた者

2 前項第1号の委員は、管理委員会委員長が指名する。

（任期）

第3条 前条第1項第1号及び第17号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 連絡会議に委員長を置き、第2条第1項第2号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（略）

附 則

この細則は、令和7年7月9日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

【改正理由】

会議の構成について見直しを行い、もって医療安全管理委員会との連携の下に円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。

(14) 医療支援課長

(15) 医事課長

(16) その他旭川医科大学病院医療安全管理委員会委員長（以下「管理委員会委員長」という。）が必要と認めた者

2 前項第1号の委員は、管理委員会委員長が指名する。

（任期）

第3条 前条第1項第1号及び第16号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 連絡会議に委員長を置き、第2条第1項第1号に規定する委員のうちから管理委員会委員長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（略）